

令和 8 年 7 月 31 日

課 名：建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4 6 7 8
担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

大野城市御笠川 4 - 4 - 1 6

(株) 東部興産

2 指名停止の期間：

令和 8 年 7 月 3 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 3 0 日 (2 ヶ月間)

3 事実概要：

(株) 東部興産は、福岡県内で請け負った造園工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約を締結した。また、同社は、大阪支店の営業所技術者を福岡県内の専任が必要な工事に配置した。

並びに、福岡県内の専任が必要な工事に配置していた主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。

これらのことは、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号、6 号に該当すると認められるため、令和 8 年 6 月 1 8 日に九州地方整備局から指示処分及び 7 日間の営業停止処分を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その 2 第 1 1 号に該当することから、指名停止 2 ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その 2 第 1 1 号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 1 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内